引っ越しの季節です。各種手続きをお忘れなく！

引っ越しに伴う各種手続き

届出の種類		届出期間	必要なもの		窓口
住所の異動	市外から転入	住所を定めた日から14日以内	印鑑・転出証明書	本人確認書類（本人・世帯主以外は委任状と委任を受けた方の本人確認書類）	市民窓口課窓口担当（☎441-5057）
	市内で異動		印鑑		新住所地の区役所・支所市民窓口課、出張所
	市外へ転出	転出日まで			市民窓口課窓口担当（☎441-5057）
※住民基本台帳カードをお持ちの方は市民窓口課窓口担当（☎441-5057）にお問い合わせください。 ※外国人住民の方は在留カード又は特別永住者証明書（切り替えがまだの方は旧制度の外国人登録証明書）が必要です。					
印鑑登録	市外へ転出される場合は、転出届により自動的に抹消。新住所地の担当課で新規に登録してください。なお、市内での異動の場合は、引き続き同じ印鑑登録証が使用できますので手続きは必要ありません。				
国民年金	加入者 市外から転入	住所を定めた日から14日以内	印鑑・年金手帳など		保険年金課保険給付・年金担当（☎441-5138）
	市外へ転出				新住所地の年金担当課
	受給者	住所を定めた日から14日以内に新住所地所管の年金事務所へ住所変更届を送付（届出用はがきは新住所地の年金担当課にあります）			
	第3号被保険者の住所変更の場合は、配偶者の勤務先へ				
国民健康保険	市外から転入	住所を定めた日から14日以内	印鑑・本人確認書類など		保険年金課資格担当（☎441-5130）
	市内で異動		印鑑・本人確認書類・被保険者証		新住所地の区役所・支所保険年金課
	市外へ転出				保険年金課資格担当（☎441-5130）
介護保険（65歳以上の方、被保険者証をお持ちの方）	市外から転入	住所を定めた日から14日以内	印鑑・受給資格証明書（前住所地で要介護認定を受けていた方）		福祉介護課介護保険担当（☎441-5106）
	市内で異動		印鑑・被保険者証・各種減額証（お持ちの方）		新住所地の区役所・支所福祉介護課
	市外へ転出				福祉介護課介護保険担当（☎441-5106）
後期高齢者医療（75歳以上の方、被保険者証をお持ちの方）	市外から転入	住所を定めた日から14日以内	印鑑・後期高齢者医療被保険者証・負担区分証明書		保険年金課資格担当（☎441-5130）
	市内で異動		印鑑・後期高齢者医療被保険者証など		新住所地の区役所・支所保険年金課
	市外へ転出				保険年金課資格担当（☎441-5130）

※次の制度については、各担当課へお問い合わせください。
●乳幼児健診⇒健康づくり推進課母子・精神保健担当（☎432-3221）へ　●特定疾患医療⇒健康づくり推進課成人保健・医療担当（☎432-3221）へ
●児童扶養手当⇒支援保護課支援第一担当（☎441-5119）へ　●特別障害者手当・特別児童扶養手当⇒支援保護課支援第二担当（☎441-5121）へ
●福祉医療（老人・重度心身障害者・母子家庭等・子ども）・児童手当・敬老乗車証⇒福祉介護課福祉担当（☎441-5103）へ
＜大型ごみ＞申込みから収集まで1週間程度かかりますので、申込みはお早めに。　料金＝有料　※次に掲げるものは大型ごみとして収集できません。テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機はリサイクルの対象であるため、販売店に引取りを依頼するか、郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所へ持ち込んでください。　受付時間＝毎日　午前9時～午後5時
申込み＝大型ごみ受付センター（フリーダイヤル0120-100-530（通話料無料）、携帯電話からは☎0570-000-247（通話料有料））。なお、申込み以外の問合せは生活環境美化センター（☎691-9376）まで
＜水道＞お引っ越しなどで水道の使用を開始又は中止される時は、あらかじめ（およそ一週間前までに）ご連絡をお願いします。
連絡先＝一条通以北にお住まいの方は北営業所（☎462-3251、FAX463-4826）、一条通以南にお住まいの方は丸太町営業所（☎841-9146、FAX801-9627）まで

証明書

証明書の種類		必要なもの	窓口
戸籍など	戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本、戸籍附票の写し	本人確認書類（直系親族以外は委任状と委任を受けた方の本人確認書類）	本籍地の区役所・支所市民窓口課、出張所
住民票など	住民票の写し、住民票記載事項証明	本人確認書類（同一世帯の家族以外は委任状と委任を受けた方の本人確認書類）	市内すべての区役所・支所の市民窓口課、出張所、証明書発行コーナー
	印鑑登録証明書	印鑑登録証	
各種税証明	所得証明、課税証明、評価証明、納税証明（市・府民税、法人市民税、固定資産税）	本人確認書類（本人以外の場合は委任状と委任された方の本人確認書類。法人の場合は、請求に来られる方の本人確認書類と代表者印）、納税通知書又は領収書（住宅用家屋証明を除く）	市内すべての区役所・支所の市民税課（課税課）
	納税証明（軽自動車税）		物件所在地の区役所・支所の市民税課（課税課）
	住宅用家屋証明		

※本人確認書類…運転免許証、パスポート、健康保険証など

固定資産税評価額の縦覧について

固定資産税の納税者の方が所有されている資産の評価の確認をしていただくため、固定資産（土地、家屋）の価格の縦覧を行います。

期間・時間　4月1日～4月30日午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

縦覧できる方　その区の固定資産税の納税者（土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の縦覧帳簿を縦覧できます）及びその相続人、納税管理人及びこれらの代理人

場所　資産所在地の区役所・支所

縦覧に必要なもの
○納税者：納税通知書（お持ちでない場合は、本人確認書類（運転免許証・健康保険証等））
○相続人：戸籍謄本等、本人確認書類
○代理人：委任状、本人確認書類

審査の申出　固定資産課税台帳に登録された評価額に不服がある場合、4月1日から納税通知書の交付を受けた後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。

受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産税課又は課税課固定資産税担当です。

問＝固定資産税課（☎441・5092、441・5086、プレハブ棟2階⑭番窓口）又は資産所在地の区役所・支所の固定資産税課若しくは課税課固定資産税担当

エコまちステーションだより

DO YOU KYOTO?

古紙・古着を回収しています。

京都市のごみ量をピーク時の半分以下まで減らすという目標の達成に向けて、本市では多くの資源物の回収に取り組んでいます。

区役所では月2回、古紙類と古着類の臨時回収をしています。回収日時は次のとおりです。

日時　毎月第2・第4水曜日午前8時30分～正午まで

回収品目　古紙類（新聞・雑誌・書籍・段ボール・雑がみ）古着類（古着・古布）

問＝上京エコまちステーション（☎366・0776、1階㉒番窓口）

区社協通信

フリーマーケット～乳幼児さん向けグッズ大集合！～

子育てサークル「上京チルドピア」が、フリーマーケットを開催します。乳幼児用品を中心に、衣料品や靴、おもちゃ、絵本、マタニティ用品などがずらりと会場に並びます。

出品者のママさんたちにより、丁寧に保管されていた品物が、新たな行き先を待っています。掘り出し物を探しに、お友だち同士誘い合わせてお越しください。

また当日、会場2階の子育てルームで自由開放も行っています。お買い物の後に遊びに来てください。

日時　4月18日（木）午前10時30分～11時45分

場所　元聚楽小学校1階図書室（堀川中立売西入一筋目下る）

内容　乳幼児関係の品物

※出店できるのはチルドピア登録者の方です。

子育てサークル「上京チルドピア」に遊びに来ませんか

日時　毎週火・木・金曜日午前10時～正午

対象　3歳までの子どもとその保護者

場所　上京区社会福祉協議会2階プレイルーム

問＝上京区社協（☎432・9535、元聚楽小学校内）

けんこう情報

飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

生後91日以上の飼い犬は、狂犬病予防法により、年1回の狂犬病予防注射と生涯一度の登録が義務付けられています。犬を飼っておられる方は、ご都合のいい会場をご利用ください。

○料金
登録がまだの方　6千900円
登録済みの方　3千300円

○会場へお越しの際は引き綱を付け、犬を制止できる方が同伴してください。また、フンは必ず始末するなど、他人に迷惑がかからないようにしましょう。

○鑑札と注射済票は必ず首輪に付けてください。

○犬の所有者、所在地等が変わったとき、死亡したときは、保健センターに届けてください。

問＝衛生課（☎432・3221）

平成25年度狂犬病予防注射実施日程（4月）

実施日	実施会場	時間
2日（火）	室町小学校（西門）	午後2時～3時
	嘉楽中学校（西北門）	午後3時30分～4時
3日（水）	正親小学校（西門）	午後2時～2時45分
	新町小学校（東門）	午後3時15分～4時
4日（木）	二条城北小学校（東南門）	午後2時～2時45分
	乾隆小学校（体育館前）	午後3時15分～4時
5日（金）	仁和小学校（東門）	午後2時～3時30分
8日（月）	元聚楽小学校（東門）	午後2時～2時45分
	京都まなびの街 生き方探究館（西北門（上京消防署西隣）	午後3時15分～4時
9日（火）	元待賢小学校（西北門）	午後2時～2時30分
	元春日小学校（体育館前）	午後3時～3時30分
10日（水）	翔鸞小学校（東門）	午後2時～3時
11日（木）	京極小学校（北門）	午後2時～3時
	みつば幼稚園（北側通用門）	午後3時30分～4時
14日（日）	西陣中央小学校（大宮通側東門）	午後2時～3時30分

国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ

特別徴収（年金からの引落とし）により保険料を納付されている方は、4月から平成25年度保険料の仮徴収が始まります

平成25年2月に平成24年度保険料を特別徴収により納めていただいている方は、原則として、平成25年度分保険料も引き続き特別徴収により納めていただきます。

4月、6月、8月の各月は、平成25年2月と同額を特別徴収により納めていただき（仮徴収）、国保は6月に、後期高齢者医療制度は7月に決定する年間保険料の額から仮徴収額を除いた額を10月、12月、平成26年2月の3回に分割して納めていただきます（本徴収）。

口座振替により今後の保険料を確実にお支払いいただける方は、口座振替による納付に変更することができます。ご希望の方は、保険年金課へ口座振替の申込みと併せて納付方法の変更をお申し出ください。保険年金課へのお申し出後、3～4か月後に特別徴収が停止されます。

新しい高齢受給者証を3月下旬にお送りします

70～74歳の方で一部負担金の割合が「1割」の方（「3割」の方は除く）は、平成25年4月から「2割」負担に引き上げられることとなっていましたが、平成25年4月～平成26年3月まで、「1割」負担のまま据え置きとなります。

問＝保険年金課資格担当（☎441・5130、プレハブ棟1階⑦番窓口）

原動機付自転車、軽自動車等の廃車申告等はお早目に

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。譲渡、廃棄、盗難等により、原動機付自転車や軽自動車等を現在所有していない場合は、4月1日（月）までに必ず廃車及び異動の申告をしてください。申告がない場合は、平成25年度以降も軽自動車税が課税されます。

なお、軽自動車や排気量が125cc超のバイクの場合で、転出や譲渡により他府県ナンバーに変更する時は、転出（譲渡）先の運輸支局等での手続きに加えて、本市への「税の廃車申告」も忘れずに行ってください。

申告・問合せ
○原動機付自転車（125cc以下のバイク及びミニカー）及び小型特殊自動車（フォークリフト、農耕作業用のものなど）…市民税課（☎441・5068、市納税推進課（☎213・5467）
○軽自動車…軽自動車検査協会京都事務所（☎611・0928）
○125cc超250cc以下のバイク廃車したとき…京都府軽自動車協会（☎691・6516）
廃車以外の変更のとき…京都運輸支局（☎050・5540・2061）
○250cc超のバイク…京都運輸支局（☎050・5540・2061）

母子家庭等自立支援給付金事業

本市では、ひとり親家庭の親の就業に向けた能力開発のために次の給付金事業を行っています。

※いずれも所得制限あり。

○自立支援教育訓練給付金事業

市内在住の母子家庭の母及び父子家庭の父（平成25年度から）が厚労省の指定教育訓練講座を受講した場合、受講費用の20％（上限10万円、下限4千円）を支給します。

申請方法　必ず受講開始前に支援保護課へ申請してください。

○高等技能訓練促進費等事業

市内在住の母子家庭の母及び平成25年度以降入学者である父子家庭の父が看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士の資格取得のため、法令の定めによる養成機関で2年以上のカリキュラムを修業する場合に、2年を上限として修業期間の全期間（平成23年度以前の入学者は上限なし）。平成24年度入学者は上限3年）に市民税非課税世帯で月額10万円の給付金と5万円の修了一時金を、市民税課税世帯で月額7万500円の給付金と2万5千円の修了一時金を支給します。

なお、支給は申請を受け付けた日の属する月の分から支給となります。また、定期的に在籍証明書等を提出していただく必要があります。

申請方法　受講開始後に支援保護課へ申請してください。

問＝支援保護課支援第一担当（☎441・5119、プレハブ棟2階⑰番窓口）

上京区地域介護予防推進センター各種教室のご案内

○ころばん塾（運動器の機能向上プログラム）（全12回）

日時　4月3日～6月26日の毎週水曜日午後1時30分～午後2時45分（5月29日は休み）

会場　小川自治会館

内容　ストレッチ、下肢筋力向上・バランス能力向上・転倒予防運動、体力測定、講話など

定員　10名程度（先着順）

○「ひらめき塾」（認知症予防プログラム）（全14回）

日時　4月5日～7月19日の毎週金曜日午後1時30分～2時45分（5月3日・24日は休み）

会場　京都市小川特別養護老人ホーム

内容　認知症についての学習会、脳トレクイズ、ゲームなど

定員　10名程度（先着順）

※いずれも要介護状態以外で区内在住の65歳以上の方が対象。要予約。参加費無料。

申込先　上京区地域介護予防推進センター（☎417・4707、小川通今出川下る西入東今町　京都市小川特別養護老人ホーム内）

問＝支援保護課支援第二担当（☎441・5121）

高額医療・高額介護合算療養費制度の受付を行っています

この制度は7月31日現在で加入している医療保険を基準に、医療と介護の両方の負担額を合算して、一年間（8月から翌年7月まで）に掛かった負担額のうち、限度額を超えた額をお返しする制度です。

お手続きについては、ご加入の医療保険・介護保険それぞれに行う必要がありますのでご注意ください。ただし、後期高齢者医療ご加入の方は保険年金課のみで受け付けます。

問＝京都市国保・後期高齢者医療にご加入の方…保険年金課保険給付・年金担当（☎441・5138、プレハブ棟1階⑤番窓口）

介護保険にご加入の方…福祉介護課介護保険担当（☎441・5107、プレハブ棟2階⑮番窓口）

※社会保険等にご加入の方は加入先の医療保険までお問い合わせください。

上七軒通の無電柱化完成！

現存する京都最古の花街のメインストリート上七軒通を中心とした、北野上七軒界わい地区の美しい景観の創出を目的に実施しておりました電柱、電線類の撤去及び復旧作業が完了しました。

完成日　3月9日（土）

問＝市道路環境整備課（☎222・3570）

烏丸今出川路上駐輪場をご利用ください

放置自転車があふれ、歩行者（特に高齢者や身体に障害のある方）の通行の妨げになっている烏丸今出川交差点の歩道に駐輪場ができます。ぜひご利用ください。

供用開始日　平成25年3月下旬（予定）

台数　自転車のみ　57台（予定）

料金　2時間まで100円、以降2時間毎50円（最初の30分は無料、24時間最大300円）

場所　烏丸今出川交差点

問＝市自転車政策課（☎222・3565）

ここはどこ？　第204回

ヒント
三千家の一つです。

正解者の中から、抽選で3名の方に記念品を差し上げます。

多数のご応募ありがとうございました。

京都御苑の四周には九つの武家風の高麗門があります が、そのうち幕末に建てられてから移築していないのは中立売御門と今出川御門だけです。その他の門は明治初年の公園化により石垣が築かれた時に動いています。

中立売御門からは大文字山が真正面に見えます。（い）

前回の正解は中立売御門です。

はがきに、答えと住所・氏名・年齢・本紙への感想等（感想は紙面で掲載の場合あり）をご記入のうえ、〒602－8511　上京区役所「かみぎょう」係まで。締切りは3月31日（消印有効）。

暮らしの行政困りごと相談

日時　4月9日（火）午後1時30分～3時

場所　地域力推進室（広聴担当）（校舎棟1階㉓番窓口）

問＝京都行政評価事務所（☎211・1100）